

第3章 政策・施策別計画

「茅ヶ崎市総合計画基本構想」は、将来の都市像の実現のため、5つのまちづくりの基本理念にあわせ、20の政策と69の施策を定めています。また、政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項として5つの政策共通認識を定めています。

実施計画では、政策・施策の目標ごとに3年間で目指すべき方向性を示すとともに、実施する事業を示します。

各基本理念における事業分類表

	事業の性質	継続	継続拡充	新規	合計 (事業数)
基本理念1	政策的事業	83	37	34	154
	定例・定型的事業	327	9	-	336
基本理念2	政策的事業	244	11	16	271
	定例・定型的事業	77	-	-	77
基本理念3	政策的事業	25	21	14	60
	定例・定型的事業	196	1	-	197
基本理念4	政策的事業	110	15	35	160
	定例・定型的事業	235	2	-	237
基本理念5	政策的事業	63	6	24	93
	定例・定型的事業	347	9	-	356
合計事業数		1,707	111	123	1,941

1 まちづくりの基本理念

基本理念1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり 490事業

茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支えるひとを育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに主体的に取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

母子保健の充実や新生児家庭の訪問事業などにより、子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てにかかわる環境を整えます。

子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てにかかわる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。

深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。

多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。

災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。

基本理念4 人々が行きかい 自然と共生する 便利で快適なまちづくり

397 事業

茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。

現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。

市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。

公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。

茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人々が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。

自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。

基本理念5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営

449 事業

業務効率化による経常経費の抑制、事務事業評価による効率的な予算配分などを通じて、将来への投資が可能な財政基盤を維持するとともに、適正な予算・人員編成に基づいて、課題解決に向け効果的な政策を迅速かつ着実に立案・実行し、具体的な成果を上げます。分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる創造性豊かな人材を育成します。

政策や事務事業の成果は、暮らしの質や市民満足度の向上など、金銭的な価値では測れない効果も含めて的確に評価を行い、さらなる効果を得られるよう改善を進める仕組みを構築し、評価結果を生かした進行管理による行政経営を行います。

市民や事業者とのコミュニケーションや協働の取り組みを活発に進められる体制を構築し、市民サービスの新たな担い手となる多様な主体を育成するとともに、市民の主体的な活動に委ねるべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、新しい形の「公共」の形成を進めます。

2 政策共通認識

政策共通認識は、まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、前提となる認識です。

超高齢化が進行し、人口減少局面への転換を目前に控え、一人一人の市民が、あらゆる場面で十分に力を発揮して、社会全体の活力や助け合いにより支えられる地域社会を育てていかなければなりません。

戦後から続く都市の成長も終息しつつあり、今後は、成熟化に向けて、茅ヶ崎らしい魅力を感じながら、将来にわたって安全・安心で快適に暮らし続けられるよう、まちや暮らしの質を重視した政策展開が重要となっています。

こうした社会背景を踏まえつつ、未来に通用する「持続可能な社会構造」への変革を進めます。今後、5つのまちづくりの基本理念に基づき実行するすべての事項に取り組むうえで、ここで掲げる事項を共通の認識として、政策目標を超えた幅広い連携を進めます。

まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、政策共通認識を確認し、配慮の可否を検討したうえで、計画を立案し、実行します。

(1) 共生社会

713 事業

共生社会とは、市民一人一人が互いの権利を尊重し、それぞれの生き方について相互理解のもと共に支え合って、安定した暮らしや地域の活力を育てることです。

男女が地域社会の対等な構成員として、自らの意思で社会の活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を負うことのできる「男女共同参画社会」の実現が重要です。

さまざまな社会制度やまちの環境、地域、職場などで、性別や年齢、国籍、障害の有無などによる障壁（バリア）を感じることなく、自分らしく社会に参画できるよう配慮されていることが大切です。

暴力・虐待・いじめ、不当な差別などによって抑圧されることのない社会でなければなりません。

(2) 環境

750 事業

低炭素社会・資源循環型社会・自然共生社会の形成は、地球環境の保全の基本となる視点です。

都市での環境負荷の低減の取り組みを着実に進めるためには、広域的な連携や総合的な戦略のもと、市民・事業者・行政が共通の問題認識と強い意思をもって、都市整備・まちづくりの進め方や事業活動、生活のスタイルの転換などに取り組むことが重要です。

こうした取り組みの推進の原動力となるのは、子どもころからの地球環境問題や自然との共生に関心と理解を深める学習や体験、行政の率先行動であり、市民・事業者を含めて全市一丸となった取り組みが必要です。

(3) 協働

405 事業

少子高齢化や核家族化などの諸問題の対応をはじめ、複雑・多様化する市民ニーズの中で、心豊かな暮らしを支えていくため、市民活動団体や事業者などの特性を生かした連携や役割分担によって、行政だけで対応できない地域課題の解決に、市民・事業者・行政が協力して行動することが協働のまちづくりです。

さまざまな分野の政策・施策で、行政が真に担うべき施策・事業・サービスを見極め、多様な主体との協働によって、市民ニーズに対し、よりきめ細かく対応する市民サービスの提供が可能です。

協働の推進やコーディネートを担う行政内部の人材や組織、主体的・自立的に活動できる市民活動団体や事業者などが着実に育ち、対等な相互の信頼関係のもとに活動し、協働により持続して安定した市民サービスを着実に提供することが大切です。

(4) 生涯学習

389 事業

学びたいテーマを自由に選び、自分にあった方法で生涯にわたって学び、社会、地域の中で、自分自身を生かしていくことが生涯学習です。

人々が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、働くこと、子育て、スポーツ、地域福祉、環境保全活動、まちづくり、地域活性化、行政経営など、生涯を通してさまざまな分野で学び、学習の成果を生かす場があり、関わっていくことが重要です。

(5) 安全・安心

1,201 事業

自然災害や犯罪・事故、テロ、詐欺・偽装などの消費者問題、世界的に流行する感染症など、日常生活を脅かす危険や脅威が顕在化・多様化してきており、安全・安心に特別な意識と投資が必要です。被害を最小限に食い止めるためには、さまざまな政策・施策の中で、日ごろの備えや危機管理体制を強化し、有事の際の迅速な対応を意識することが重要です。

高齢化が急速に進む中、道路などの公共施設、鉄道駅や大規模店舗などの公益施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進め、だれにとっても、安全で快適に利用できるまちにすることが重要です。

3 実施計画書の見方

(1) 実施計画書の構成

事業を、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に位置づけた、5つの基本理念、20の政策目標、69の施策目標に基づき、体系的に記載しています。

(2) 主な第2次実施計画事業の見方

1	事業名	2	事業概要	3	指標・目標
	ファミリーサポートセンター事業		子育て家庭がゆとりを持った子育てができるよう、知識を有するアドバイザーの仲介により、地域で子どもを預け預かる相互援助活動を行います。 ※活動件数（平成23年度）：8,891件		指標 活動件数/年 目標 平成25年度 9,000件 平成26年度 9,100件 平成27年度 9,200件
	一般会計				
	定例・定型的事業				
	継続				
	施策の方向性				
	2 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築				
	事業実施年度	25年度	26年度	27年度	
4	事業主体	市・民間	平成25~27年度の事業費	47,229 千円	
	政策共通認識	<input checked="" type="checkbox"/> 共生社会 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 生涯学習 <input checked="" type="checkbox"/> 安全・安心			
5	地域	<input checked="" type="checkbox"/> 全市 <input type="checkbox"/> 茅ヶ崎 <input type="checkbox"/> 南湖 <input type="checkbox"/> 海岸 <input type="checkbox"/> 鶴嶺東 <input type="checkbox"/> 鶴嶺西 <input type="checkbox"/> 湘南 <input type="checkbox"/> 松林 <input type="checkbox"/> 湖北 <input type="checkbox"/> 小和田 <input type="checkbox"/> 松浪 <input type="checkbox"/> 浜須賀 <input type="checkbox"/> 小出			

事業名、会計区分（一般会計、特別会計）、事業の性質（政策的事業、定例・定型的事業）、事業の状況（継続、継続拡充、新規）、施策の方向性を記載しています。

事業名

事業の名称を表します。

会計区分（一般会計、各特別会計）

一般会計で実施する事業か、特別会計で実施する事業か、その事業が属する会計区分を表します。

事業の性質（政策的事業、定例・定型的事業）

政策的事業か定例・定型的事業であるか、その事業の性質を表します。

事業の状況（継続、継続拡充、新規）

「継続」：既に実施している事業で、第2次実施計画でも引き続き実施する事業です。

「継続拡充」：既に実施している事業で、第2次実施計画期間中に事業内容を拡充する事業です。

「新規」：第2次実施計画期間中に新たに実施する事業です。

施策の方向性

「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に位置づけた施策目標における「施策のねらい」を基本に事業を分類したもので、当該事業がどの分類に該当するかを示しています。

事業概要及び事業実施年度を記載しています。

事業概要

事業の概要説明です。事業の目的と事業の内容を記載しています。

事業実施年度

第2次実施計画期間中（平成25年度～平成27年度）の事業実施年度を示しています。

事業の指標・目標を記載しています。

指標

事業の成果及び活動結果を図るための指標項目を記載しています。

目標

指標に対する具体的な目標値・内容を記載しています。

目標値については、指標の設定方法により、1年間における数値となる場合と、通算（累計）した数値となる場合があります。

事業主体、事業費及び政策共通認識を記載しています。

事業主体

事業の実施主体を記載しています。「国」、「県」、「民間」と記載している事業は、国、神奈川県または民間が事業主体となって、事業を実施することを示しています。

平成25～27年度の事業費

当該事業の3年間合計事業費を記載していますが、職員給与費は含まれていません。「 - 千円」と記載されている事業については、職員給与費のみで事業展開に対応するものです。

政策共通認識

「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に位置づけた5つの政策共通認識のどの項目に配慮して事業を実施するかを示しています。

事業の関係のある地域を記載しています。

地域

事業実施の対象となる地域について記載しています。地域区分については自治会地区連合会の区域に準じています。

全市：特定の地域を対象とするものではなく、全市域を対象に事業実施を行うもの。

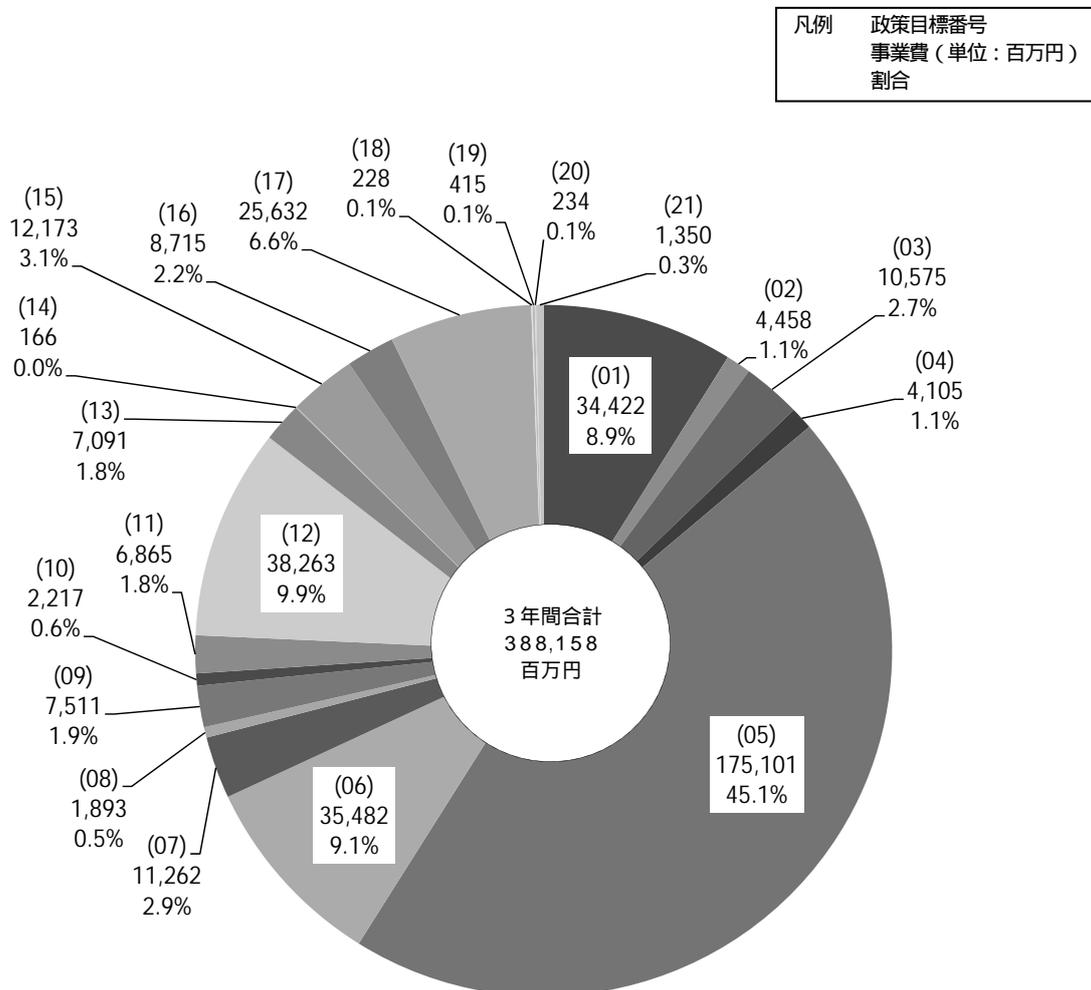
区域図



4 政策別事業費

(1) 実施計画事業費（職員給与費含む）の政策別事業費

（平成25年度～27年度 事業費ベース 一般会計・特別会計合算）



小数点第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%になりません。

(01)子育て【こども育成部】	(02)学校教育・社会教育【教育推進部】	
(03)教育環境【教育総務部】	(04)生涯学習・文化【文化生涯学習部】	
(05)保健・福祉【保健福祉部】	(06)医療【市立病院】	(07)環境・資源【環境部】
(08)安全・安心【市民安全部】	(09)消防【消防本部・消防署】	(10)都市づくり【都市部】
(11)土木・基盤【建設部】	(12)下水道・河川【下水道河川部】	(13)産業・雇用【経済部】
(14)農業委員会【農業委員会事務局】	(15)企画【企画部】	(16)総務【総務部】
(17)財務【財務部】	(18)会計【会計課】	(19)選挙【選挙管理委員会事務局】
(20)監査【監査事務局】	(21)議会【議会事務局】	

(2) 実施計画事業費における職員給与費の割合

(単位：百万円)

	実施計画事業費 (職員給与費含む)		
	【A】	職員給与費 【B】	職員給与費の割合 【B/A × 100】
(01)子育て【こども育成部】	34,422	3,118	9.1%
(02)学校教育・社会教育【教育推進部】	4,458	1,731	38.8%
(03)教育環境【教育総務部】	10,575	3,403	32.2%
(04)生涯学習・文化【文化生涯学習部】	4,105	713	17.4%
(05)保健・福祉【保健福祉部】	175,101	3,453	2.0%
(06)医療【市立病院】	35,482	16,082	45.3%
(07)環境・資源【環境部】	11,262	3,685	32.7%
(08)安全・安心【市民安全部】	1,893	707	37.3%
(09)消防【消防本部・消防署】	7,511	5,515	73.4%
(10)都市づくり【都市部】	2,217	1,380	62.2%
(11)土木・基盤【建設部】	6,865	1,662	24.2%
(12)下水道・河川【下水道河川部】	38,263	1,223	3.2%
(13)産業・雇用【経済部】	7,091	875	12.3%
(14)農業委員会【農業委員会事務局】	166	127	76.5%
(15)企画【企画部】	12,173	1,420	11.7%
(16)総務【総務部】	8,715	5,818	66.8%
(17)財務【財務部】	25,632	2,491	9.7%
(18)会計【会計課】	228	198	86.8%
(19)選挙【選挙管理委員会事務局】	415	195	47.0%
(20)監査【監査事務局】	234	219	93.6%
(21)議会【議会事務局】	1,350	315	23.3%
合 計	388,158	54,330	14.0%

5 総合計画基本構想における指標一覧（政策目標別）

茅ヶ崎市総合計画基本構想の策定時に、政策目標の達成状況を測るため、政策目標ごとに指標を定め、平成 27 年度の中間値及び平成 32 年度の目標値を設定しています。現状値がすでに中間値を上回っている指標がありますが、個別計画との関係等により、現時点で数値の変更ができない状況です。この場合、当然のことながら、現状値を超えることを目指すこととしています。

政策目標 1

【こども育成部】

次世代の成長を喜びあえるまち（子育て）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合

39.2% (平成 21 年度)	41.1% (平成 24 年 8 月)	45.0%	50.0%
---------------------	------------------------	-------	-------

子育て環境に関する市民の評価を測ります。

保育施設の整備などを行い待機児童の解消を図るほか、ファミリーサポートセンター事業やこにちは赤ちゃん訪問指導事業など子育てのサポート体制を充実させ、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスの提供を行うことで、「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合を約 10%増やすことを目標にしました。

平成 24 年に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」では、「大変満足している」と「ある程度満足している」を合わせて、41.1%となりました。

指標 2

保育園の入園児童数と待機児童数

入園児童数	2,085 人 (平成 21 年度)	2,399 人 (平成 24 年度)	2,900 人	2,900 人
待機児童数	143 人 (平成 21 年度)	180 人 (平成 24 年度)	0 人	0 人

保育施設の整備・充実による待機児童の解消度を測ります。(基準日を毎年 4 月 1 日とします。)

平成 16 年度の待機児童数は 159 人であり、その解消のため、2 か所の保育園の設置、改築や施設改修を行い、300 人の定員増を図りました(入園児童数の変遷：平成 16 年度 1,822 人、平成 20 年度 2,048 人、平成 21 年度 2,085 人)。

しかし、平成 24 年 4 月現在、入園希望児童の増加により 180 人の待機児童がいるため、今後も施設整備を進め、約 300 人の入園児童数の増加を図り、待機児童の解消に取り組みます。

国の基準により、他に入園可能な保育園があるにもかかわらず、保護者の私的な理由により特定の保育園を希望して待機している児童、認定保育施設や家庭的保育・特定保育などを利用しながら待機している児童などは待機児童から除かれています。

これらを除かないで算出すると(通称「旧基準」)平成 16 年度は 342 人、平成 21 年度は 410 人、平成 24 年度 527 人の待機児童がいます。

指標 3

合計特殊出生率



合計特殊出生率により、子どもを産みやすい環境の整備が効果的に実施できているかを測ります。

茅ヶ崎市の合計特殊出生率は、平成 16 年度 1.21 人でした。その後横ばい状態が続きましたが、平成 20 年度は 1.30 人と上昇しました。神奈川県平均を上回っていますが、全国平均の 1.37 人と比較すると下回っています。母子保健対策や子育て支援施策、教育環境や都市基盤の整備・充実など、子育てしやすい環境づくりをしていくことにより、全国平均を上回ることを目指します。

平成 22 年度において、1.29 人となっており、全国平均値の 1.39 人を下回っています。

合計特殊出生率：人口統計上の指標で、1 人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、1 人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めます。

政策目標 2

【教育推進部】

次世代をはぐくむ教育力に富んだまち（学校教育・社会教育）

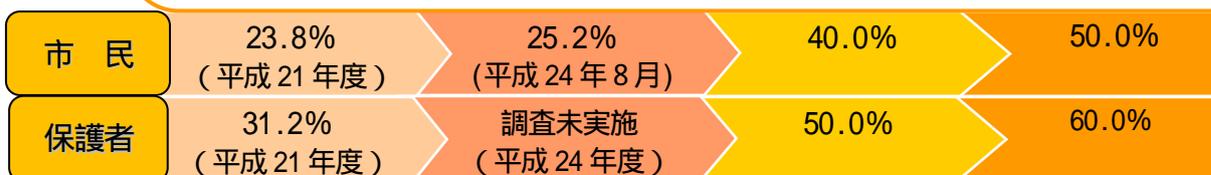
指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

児童・生徒の「生きる力」(確かな学力、豊かな人間、健やかな体)がはぐくまれていると思う市民及び保護者の割合



基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健やかな体(健康・体力)」で構成される「生きる力」がはぐくまれているかを市民及び保護者アンケートを用いて測ります。

達成状況を把握する数値としては、基準値を 2 倍増させることで、「生きる力」がはぐくまれていると考え、この目標値を設定しました。

平成 24 年に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」では、25.2%となりました。

指標 2

児童・生徒の体力

別表 1 参照
(平成 21 年度)

別表 2 参照
(平成 22 年度)

全国平均を
上回る

全国平均を
上回る

児童・生徒の運動能力及び運動習慣などの調査により体力を測ります。

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると子どもの体力・運動能力は、昭和 60 年ごろから現在まで低下傾向が続いています。50m走とソフトボール投げ等は、その傾向が著しい項目です。

児童・生徒の「健やかな体」の育成に向けて、運動やスポーツをすることが好きになり、自主的に運動する習慣が身につくよう指導し、体力の維持・向上を図ります。

平成 22 年度は、小学校 5 年生男子と中学校 2 年生女子は、50m走・ソフトボール投げ・ハンドボール投げともに全国平均を上回りましたが、小学校 5 年生女子のソフトボール投げと中学校 2 年生男子の 50m走・ハンドボール投げは、県平均は上回ったものの全国平均より若干下回りました。

別表 1

		小学校 5 年生		中学校 2 年生	
		50m走	ソフトボール投げ	50m走	ハンドボール投げ
男子	全 国	9.37 秒	25.41m	8.05 秒	21.27m
	神奈川県	9.36 秒	24.24m	8.14 秒	20.62m
	茅ヶ崎市	9.27 秒	24.68m	8.08 秒	21.31m
	30 年前の全国平均	8.8 秒	34.4m		
女子	全 国	9.64 秒	14.62m	8.90 秒	13.40m
	神奈川県	9.67 秒	13.34m	8.96 秒	12.75m
	茅ヶ崎市	9.52 秒	14.31m	9.02 秒	13.27m
	30 年前の全国平均	9.1 秒	20.2m		

(平成 21 年度実施結果)

		運動やスポーツをすること好きですか			
		好き	やや好き	やや嫌い	嫌い
小学校 5 年生	全 国	65.4%	26.0%	6.2%	2.4%
	神奈川県	66.0%	26.8%	5.9%	2.1%
	茅ヶ崎市	74.7%	19.3%	5.2%	0.8%
中学校 2 年生	全 国	53.7%	31.1%	10.5%	4.7%
	神奈川県	55.6%	29.7%	10.2%	4.5%
	茅ヶ崎市	58.3%	27.0%	10.9%	3.8%

(平成 21 年度実施結果)

別表2

		小学校5年生		中学校2年生	
		50m走	ソフトボール投げ	50m走	ハンドボール投げ
男子	全 国	9.38 秒	25.26m	8.04 秒	21.23m
	神奈川県	9.39 秒	23.80m	8.12 秒	20.56m
	茅ヶ崎市	9.21 秒	25.65m	8.08 秒	21.20m
	30年前の全国平均	8.8 秒	34.4m		
女子	全 国	9.65 秒	14.58m	8.90 秒	13.29m
	神奈川県	9.70 秒	13.28m	8.96 秒	12.58m
	茅ヶ崎市	9.51 秒	13.83m	8.87 秒	13.80m
	30年前の全国平均	9.1 秒	20.2m		

(平成22年度実施結果)

		運動やスポーツをすること好きですか			
		好き	やや好き	やや嫌い	嫌い
小学校5年生	全 国	64.6%	25.4%	7.0%	3.0%
	神奈川県	65.3%	25.5%	6.5%	2.7%
	茅ヶ崎市	68.7%	25.1%	4.8%	1.4%
中学校2年生	全 国	55.1%	29.1%	10.4%	5.4%
	神奈川県	56.8%	28.2%	9.8%	5.2%
	茅ヶ崎市	65.2%	22.8%	7.1%	4.9%

(平成22年度実施結果)

指標3

公民館の利用率



社会教育活動が活発に行われているかを測ります。

公民館を地域の学習拠点として、家庭・地域・学校が連携・協力した取組みができるよう支援し、新たな利用者の発掘などにより、公民館の利用率を65%に上げることを目標としました。

(教育基本計画において、現状値50%以上70%未満の場合は、現状値プラス10%程度を目標値とすることとしています。)

平成23年度では、公民館の利用率は51.9%となっています。

指標 4

図書館資料の市民平均貸出冊数



図書館が情報拠点として機能しているかを測ります。
 市民1人当たりの貸出点数は、平成16年度4.1冊でした。その後僅かに減少しましたが、平成21年度は4.2冊と回復しています。
 市民ニーズを把握しながら図書館資料の充実や図書館サービス拠点の拡充などに取り組みます。
 神奈川県内19市の平均市民1人当たり貸出冊数は、概ね5冊程度であることから、市民1人当たりの貸出冊数を5.0冊にすることを目標としました。
 平成23年度は、市民1人当たりの貸出点数は、4.1冊となっています。

政策目標 3

【教育総務部】

次代に向かって教育環境ゆたかなまち（教育環境）

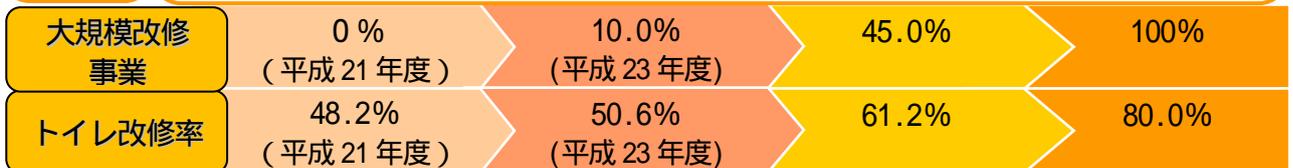
指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
-----	-----	-----------------	-----------------

指標 1

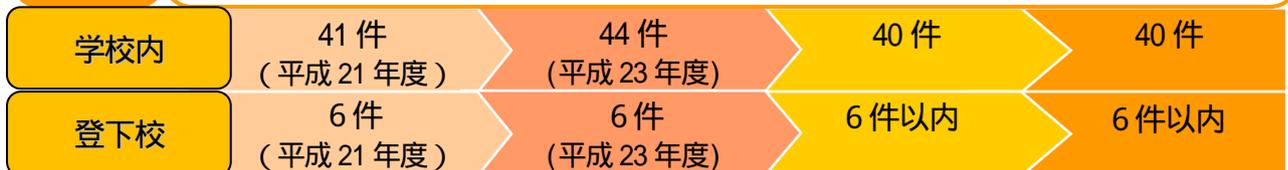
大規模改修事業と環境改善事業（トイレ改修率）の進捗



学校教育施設が良好に整備されているかどうかを測ります。
 大規模改修事業計画校20校(小学校14校、中学校6校)のうち、平成21年度までに2校、平成23年度までに2校の改修に着手しました。平成32年度までに20校の改修完了を目標とします。
 計画的トイレ改修対象箇所85系列のうち、平成21年度までの改修済箇所は41系列、改修率48.2%、平成23年度までに43系列、50.6%となりました。平成32年度までに改修率66系列、80.0%にすることを目標としました。

指標 2

学校内・登下校時の事故報告件数



学校内と登下校時の児童・生徒の安全状況を測ります。
 事故報告件数を減らしていきます。
 児童・生徒の総数は増加傾向にありますが、学校での指導により児童・生徒の注意喚起を図ったことにより、平成21年度の学校内での事故報告件数の実績は、過去5年間の平均値60件の約30%減の41件、平成23年度は44件でした。
 登下校時の事故報告件数の実績は過去5年間の平均値10件の40%減の6件であったため、平成21年度の実績値を目標としました。なお、平成23年度は6件でした。

指標 3

児童 1 人当たりの給食食べ残し量



栄養バランスや調理の工夫を考えた中での給食の提供、学校給食の意義の理解度を測ります。

児童にとって大切な昼食である学校給食がきちんと食されるよう、教諭や栄養士による授業や給食ニュースなどを通じ、食べ物の大切さ、栄養バランスの大切さ、食べることの大切さを学びながら、児童の成長には学校給食が大切であることを知らせ、食べ残しの量を減らします。

毎年児童が入れ代わることによる食べ残し量の変動や重量の軽いパン給食から米飯給食の回数の増加などを考慮し、平成 21 年度を基準とし、過去 5 年間の平均値を指標目標としました。

平成 23 年度は、3.2kg となっています。

政策目標 4

【文化生涯学習部】

多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち（生涯学習・文化）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

講座・イベントの定員に対する受講希望割合



市民ニーズにあった学習機会の提供ができたかを測ります。

生涯学習はいつでも、どこでも、だれでも、自らが学びたい方法で学ぶもので、学習対象・方法は人により異なります。その中からより効果的かつ市民ニーズにあった学習機会の提供ができるように、講座などの募集人数の適正化を図っていきます。

市民の需要に合った学習機会の提供を行い、受講希望 100% を目標としました。

平成 23 年度では、82.0% となっています。

指標 2

文化芸術事業参加者数



市民の文化芸術への関心を高めることができているかを測ります。

文化芸術事業参加者数 = 茅ヶ崎市民文化会館入場者・利用者数（大ホール・小ホール・展示室・会議室・練習室の入場者・利用者総計）+ 茅ヶ崎市美術館入館者数（入館者総計）とします。

茅ヶ崎市民文化会館と茅ヶ崎市美術館を茅ヶ崎市の文化芸術の拠点と考え、同施設を訪れ文化芸術に触れた人たちの数が増加することにより、だれもが自然に文化芸術に親しんでいる社会になることを目指し、参加者数の 10% 増を目標としました。

平成 23 年度は東日本大震災等の影響により一時的な参加者の減少があり、312,480 人となっています。

指標 3

スポーツ実施率



市民が気軽にいつでも、どこでも、スポーツに親しみ、また、さまざまなスポーツに参加できているかを測ります。

これまで、市政アンケートにより、平成 15 年度 (30.2%) 及び平成 19 年度 (33.8%) に調査をしてきました。国のスポーツ振興基本計画では、スポーツ実施率 (30 分以上の運動を週 1 回以上行う人の割合) 50% を目標に掲げており、本市も同様の目標としました。

目標達成のために、これまでスポーツをする機会のなかった市民に対して、健康増進事業と連携をとりながらスポーツをする意識付け、きっかけ作りの場を提供していきます。

スポーツ振興基本計画では、市民アンケート調査を平成 27 年度及び 32 年度に実施することとしているため、平成 23 年度には調査を実施していません。

指標 4

「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合



男女共同参画社会が実現しているかを測ります。

平成 21 年度に実施したまちづくり市民満足度調査結果より、「どちらともいえない」68.7%の方を 50.0%以下に、「たいへん不満」1.3%の方を 1.0%以下に減少させながら、21 年度調査の 3 倍の市民が「男女共同参画社会が実現している」と思うことを目標としました。

平成 24 年に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」では、「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合は、11.4%となりました。なお、「どちらとも言えないとした市民は 69.4%、「たいへん不満」とした市民は 0.8%でした。

政策目標 5

【保健福祉部】

共に見守り支え合いですこやかに暮らせるまち (保健・福祉)

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合



かかりつけ医制度の推進が効果的に実施できているかを測ります。

地域の診療所の周知やかかりつけ医制度の周知を図ることにより、地域の診療所をかかりつけ医として持っている人の割合を 40% にすることを目標としました。

平成 24 年に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」では、地域の診療所をかかりつけ医として持っている人の割合は、34.5%となりました。

指標 2

地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合



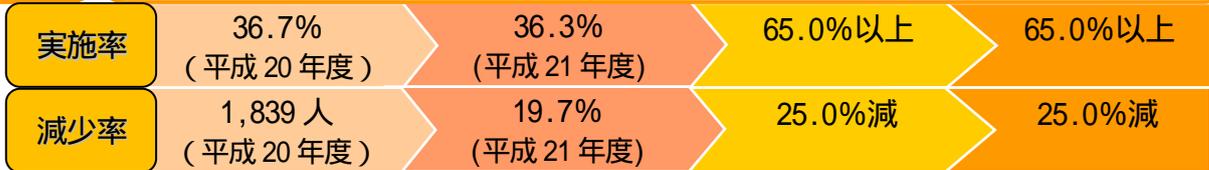
困ったときに支えてくれる福祉の制度や活動があり、安心して生活できる地域社会になっているかを測ります。

地区ボランティアセンターやサロン活動などの支援を行い、地域福祉の理解と意識の向上を図り、「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う人の割合を30%にすることを目標としました。

平成 24 年に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」では、「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う人の割合は、28.7%となりました。

指標 3

特定健診の実施率と内臓脂肪症候群の「該当者と予備群」の減少率



40歳から75歳未満の国保加入者を対象とした特定健診の実施率とその効果を測ります。

平成 20 年度にスタートした特定健康診査の実施率の目標を平成 24 年度までに 65.0%とし、それ以降は 65.0%以上の維持を目指します。また、特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の「該当者と予備群」を、平成 20 年度の「該当者と予備群」の人数を基準にして、平成 24 年度までに 10.0%減少、平成 27 年度までに 25.0%減少させ、それ以降は同水準を維持することを目標とします。

目標は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき国が定めた数値に準拠することとしました。

平成 21 年度の特定健診の実施率は 36.3%、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の「該当者と予備群」の減少率は 19.7%となりました。

指標 4

高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合



介護予防の事業が効果的に実施できているかを測ります。

高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合は、平成 17 年度 12.6%、平成 19 年度 12.5%、平成 21 年度 12.9%と推移しています。

今後は高齢者が増える中で後期高齢者の割合が拡大し、要支援・要介護認定を受ける人も増加が見込まれることから、介護予防に主眼をおいた健康づくり生きがいの支援などで、その割合を抑制します。

今後の人口推計やこれまでの要支援・要介護認定者数の伸びを踏まえ、今後予測される要支援・要介護認定を受ける人の割合を、推計値以下に抑えることを目標としました。

平成 23 年 10 月の要支援・要介護認定を受けた人の割合は、13.6%となりました。

指標 5

施設から地域生活に移行した人の数



地域での自立した生活を支援する事業が効果的に実施できているかを測ります。

グループホームなどの生活の場や在宅福祉サービス、地域生活支援事業などを充実させ、「障害者保健福祉計画」や過去の実績を勘案して、目標値は、地域生活に移行する人の数を毎年 5 人としました。

平成 23 年度に地域生活に移行した人の数は、1 人でした。

質の高い医療サービスを安定的に提供するまち（医療）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

経常収支比率

99.9% (平成 21 年度)	94.8% (平成 23 年度)	100%以上	100%以上
---------------------	---------------------	--------	--------

市立病院の経営が安定的に行われているかを測ります。

地方公営企業決算状況で国に報告される医業収益と医業外収益の和を医業費用と医業外費用の和で除して 100 を乗じた値で、100%を超えると経常黒字となります。

経常収支比率は、平成 21 年度には 99.9%、平成 23 年度は 94.8%となっています。

採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供しつつも、国が公立病院改革ガイドラインで示した平成 23 年度までの経常黒字の達成に努め、それ以降は 100%以上の維持を目標としました。

指標 2

病床利用率

81.9% (平成 21 年度)	68.9% (平成 23 年度)	91.5%以上	91.5%以上
---------------------	---------------------	---------	---------

入院状況を知る数値で、年間延べ入院患者数を年間延べ病床数で除して 100 を乗じた値で、病床が有効に活用されているかを測ります。

病床利用率は、平成 21 年度 81.9%、平成 23 年度 68.9%となっています。平成 23 年度の低下については、集中治療室の新設にあたり病棟を一部閉鎖したことによるものです。今後は急性期病院として期待される役割を十分に発揮するため、新たに取得した 7 対 1 の看護体制を維持し、良好な施設環境による病床利用率の向上に繋げ、経常黒字の達成に必要な入院収益を確保していきます。

入院収益を確保するためには、病床の有効活用が不可欠です。過去に経常黒字を達成した平成 18 年度 (89.4%) や僅かに達成できなかった平成 17 年度 (90.9%) から推計し、安定的に経常黒字が達成できる 91.5%を目標としました。

指標 3

地域医療機関から市立病院への紹介率

33.1% (平成 21 年度)	61.0% (平成 23 年度)	60.0%以上	60.0%以上
---------------------	---------------------	---------	---------

初診患者のうち、他の医療機関から紹介された患者と救急搬送されてきた患者の割合を示す数値で、病診連携の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。

紹介率は、平成 21 年度の 33.1%から、平成 23 年度には 61.0%となり、地域医療支援病院として認められる一つの指標である 60.0%以上を達成し、平成 24 年 3 月に神奈川県から地域医療病院に認められました。

今後も引き続き、地域医療病院としての役割を担うため、紹介率 60%以上を目標としました。

安全で安心して暮らせるまち（安全・安心）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
-----	-----	-----------------	-----------------

指標 1

身近で起きている犯罪の発生件数

1,062 件 (平成21年)	1,172 件 (平成23年)	985 件	910 件
--------------------	--------------------	-------	-------

地域ぐるみの防犯活動が効果的に実施できているかを測ります。

犯罪発生件数については、全体件数では減少傾向にあり、平成21年中では2,002件です。しかしながら、犯罪の約80%を占める窃盗犯の中でも、空き巣、ひったくり、自転車盗、オートバイ盗といった身近で起きている犯罪は、平成21年では1,062件で増加傾向にあります。

このようなことから地域の防犯力の強化、だれにでも簡単にできる防犯対策の普及などの事業を進め、毎年15件の犯罪減少を目標としました。

平成23年では、身近で起きている犯罪は1,172件でした。

指標 2

交通事故発生件数

1,073 件 (平成21年)	852 件 (平成23年)	950 件	850 件
--------------------	------------------	-------	-------

交通安全対策が効果的に実施できているかを測ります。

交通事故発生件数については、全体件数では減少傾向にあるものの、高齢者や自転車の関係する事故は増加傾向にあり、平成21年中では、全交通事故は1,073件発生しています。こうしたことから、交通ルールの周知、交通安全意識の高揚を図る対策として交通安全教室、街頭キャンペーンなどの啓発、ドライバーに対する意識喚起看板の設置などの事業を進め、毎年20件の交通事故減少を目標としました。

平成23年中の交通事故発生件数は、852件でした。

指標 3

「茅ヶ崎市の防災対策が進められている」と思う市民の割合

26.0% (平成21年度)	23.7% (平成24年8月)	44.0%	59.0%
-------------------	--------------------	-------	-------

防災対策が効果的に実施できているかを測ります。

防災対策に関する整備事業については、防災訓練、防災リーダーの育成、資機材の整備、情報伝達システム、インフラの耐震化など、「茅ヶ崎市地域防災計画」などにに基づき実施しています。

毎年3%の向上を目標としました。

平成24年に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」では、「茅ヶ崎市の防災対策が進められている」と思う市民の割合は23.7%でした。これは、東日本大震災の影響を受け、防災対策に対する不安感が高まったものと思われます。

指標 4

「市民相談体制が整っている」と思う市民の割合



変化し多様化する様々な相談事項に、的確に対応でき、また、市民が生活におけるさまざまな相談について、気軽に相談できる場所となっているかを測ります。

市民相談は、平成 21 年度は 3,827 件の相談がありました。

また、消費生活相談については、平成 21 年度において 2,089 件の相談がありました。

平成 21 年度に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」では、64.2%だった「どちらともいえない」の方を 50%以下に減少させて「市民相談体制が整っている」と思う方の割合を 31.6%にすることを目標としました。

平成 24 年に実施した同調査では、「市民相談体制が整っている」と思う市民の割合は 16.6%でした。

政策目標 9

【消防本部・消防署】

生命や財産が守られるまち（消防）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

平均出火率



火災予防の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。

人口規模の異なる他団体と比較するため、人口 1 万人当たりの出火件数の出火率を使用します。また、茅ヶ崎市の出火率は、各年でばらつきがあり傾向を把握しにくいいため、それぞれの年から過去 3 年間の平均値を平均出火率として使用します。

茅ヶ崎市の過去 5 年間の平均出火率は、平成 17 年 3.1 件、平成 21 年 2.8 件と、ほぼ横ばいです。

平成 21 年の平均出火率を比べると、茅ヶ崎市は 2.8 件、神奈川県は 3.1 件、平成 23 年は茅ヶ崎市 2.6 件、神奈川県 3.1 件と、県の数値を下回っています。計画終期まで県平均値を下回る平均出火率を維持することを目標としました。

指標 2

火災死者数



立入検査が効果的に実施できているか、住宅用火災警報器の普及が進んでいるか、消防署部隊の活動能力が向上しているかを測ります。

平成 17 年から平成 21 年まで、火災による死者は減少傾向にありましたが、平成 23 年は 2 人となっています。計画終期まで死者を出さないことを目標としました。

放火自殺による死者は含みません。

指標 3

救命率



市民への救命講習会などが効果的に実施できているか、救急活動が効果的に実施できているかを測ります。

救命講習会や救急隊員への研修等を充実し、毎年 0.5%の向上を目標としました。平成 23 年の救命率は 4.9%となっています。

救命率：救急隊が搬送した心肺停止患者の 1 か月後生存率

指標 4

救急現場到着平均時間



119 番入電から現場到着までの平均時間を測り、救急部隊の初動体制が効果的に機能しているかを測ります。

また、救急出動が増えると遠くの消防署（出張所）から救急車が出動することになり、救急車が到着するまでに時間がかかります。

茅ヶ崎市の到着平均時間は平成 17 年 5.9 分、平成 18 年 6.0 分、平成 19 年 6.7 分、平成 20 年 6.7 分、平成 21 年 6.2 分で、到着平均時間の過去 5 年間の平均は 6.3 分です。同期間の神奈川県内の過去 5 年間の到着平均時間の平均 6.2 分以下を目標としました。

平成 23 年における到着平均時間は、7.2 分となっています。

政策目標 10

【都市部】

魅力にあふれ住み続けたいまち（都市づくり）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合



景観形成などの取り組みが効果的に実施できているかを測ります。

平成 21 年度に実施した「まちづくり市民満足度調査」において、「茅ヶ崎市の地域の特性や魅力をいかしたまちなみ・景観には現在どのくらい満足しているか」を聞いたところ、「大変満足している 2.5%」、「ある程度満足している 26.7%」となっており、平成 24 年度に同調査を改めて行ったところ、「大変満足している 2.2%」、「ある程度満足している 26.3%」あわせて 28.5%となりました。

平成 32 年度までに「大変満足している」、「ある程度満足している」と回答した人を 2%増加させることを目標としました。

指標 2

年間公共交通利用回数（市民 1 人当たり）



鉄道、路線バス、コミュニティバスのそれぞれの利用者数をベースとし、その年度の人口で割り返すことにより、市民 1 人当たりの年間の公共交通利用回数を測ります。

進展する高齢化社会を見据えつつ、交通事業者と連携を図りながら、公共交通の利用促進に向けた取り組みを行います。

平成 17 年度 385.5 回から平成 21 年度は 401.5 回、平成 23 年度は 407.5 回と増加しており、過去の伸び率を勘案し、毎年 1% 程度増加させることを目標としました。

指標 3

市域面積における緑地面積率



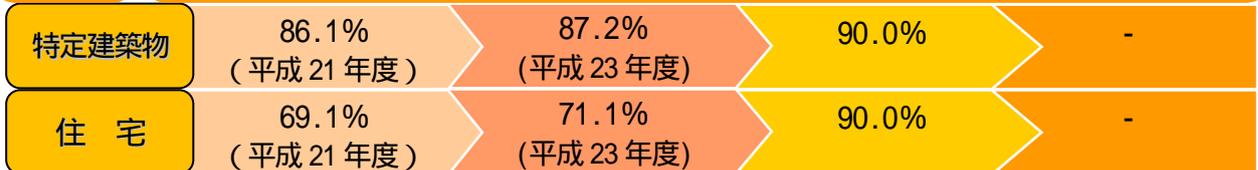
みどりの保全・再生・創出が効果的に実施できているかを測ります。

平成 21 年度に「みどりの基本計画」を策定し、緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策として、特別緑地保全地区の指定や「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しを行います。

みどりの基本計画策定時から計画終期の緑地面積率の伸び率を勘案し、4.6% 増加させることを目標としました。なお、平成 23 年度時点の緑地面積率は 17.9% となりました。

指標 4

特定建築物や住宅の耐震化率



特定建築物や住宅の耐震化率を向上するための、取り組みが効果的にできているかを測ります。平成 18 年度の耐震化率は、特定建築物 83.3%、住宅 65.4% であり、平成 23 年度時点の耐震化率は特定建築物 87.2%、住宅 71.1% となっています。

平成 19 年度に「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」を策定し、災害に強いまちづくりを目指して、平成 27 年度までに特定建築物及び住宅の耐震化率を 90.0% とすることを目標としました。今後は、耐震化率の進捗管理を実施し、動向を踏まえながら、平成 32 年度の目標値の設定を行います。

だれもが快適に過ごせるまち（土木・基盤）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

都市計画道路の整備率

55.1% (平成 21 年度)	55.7% (平成 23 年度)	58.2%	59.0%
---------------------	---------------------	-------	-------

都市計画道路 27 路線のうち主要幹線、都市幹線、環状道路を中心に整備することにより、安全で円滑に移動ができる骨格的な道路網の整備の進捗状況を測ります。

都市計画道路は、現在までに 27 路線、路線総延長 6 万 3070m を計画決定し、国、県、市を事業主体として、平成 21 年度までに 3 万 4773m が整備され、整備率 55.1% となっています。

中間値の数値の伸び率は、3.1% を見込んでおり、内訳は国・県が事業主体約 2.6%、市が事業主体約 0.5% となっています。また、目標値は、中間値から約 0.8% の伸び率を見込んでおり、内訳は、国・県が事業主体のみとなっています。

平成 23 年度の整備率は、東海岸寒川線（高田地区延長 340m）を整備し 55.7% となりました。

指標 2

道路の歩道整備延長

4.0km (平成 20 年度)	5.2km (平成 23 年度)	6.4 km	8.1 km
---------------------	---------------------	--------	--------

誰もが利用しやすい道路空間の確保を目指して、既存歩道の段差解消や歩道の新設工事を行うことにより、歩行者等が安全で快適に移動ができる歩道整備の進捗状況を測ります。

現在整備中の路線の整備実績を基準に、年 350m の整備延長を目標としました。

平成 23 年度の歩道整備延長は、既存路線を継続的に 535m 整備し 5.2 km となりました。

指標 3

市民 1 人当たりの都市公園面積

2.37 m ² /人 (平成 21 年度)	2.71 m ² /人 (平成 23 年度)	3.55 m ² /人	8.73 m ² /
--------------------------------------	--------------------------------------	------------------------	-----------------------

安全・安心で快適な暮らしを支える公園・緑地の整備が効果的に実施できているかを測ります。

平成 21 年度にみどりの基本計画を策定し、安全・安心で快適な暮らしを支えるみどり豊かなまちづくりを目指すものです。中間値は、みどりの基本計画に基づき、平成 21 年度実績に整備予定のある公園、緑地 6 か所の他提供公園の見込み分を加算して設定をしたものです。目標値は、みどりの基本計画における平成 30 年度の目標としました。

平成 23 年度の市民 1 人当たりの都市公園面積は、公園・緑地の整備及び提供公園を合わせて、2.71 m²/人となりました。

平成 31 年度以降については、今後の動向を踏まえて設定を行います。

指標 4

高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数



住宅に困窮する低額所得者に対する居住の安定を図るため、供給・改善が進んでいるかを測ります。

市営住宅の整備は、借上型市営住宅による良質な住宅の整備を行うほか、老朽化の進むストック住宅においても、入居者の居住性・安全性の向上が図られるよう改善事業を実施し、安全・安心な住まいの供給を目指します。

住宅に困窮するファミリー世帯や、高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の安定供給を目指すため、借上型市営住宅のほか、平成 21 年度策定の「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」に基づく住戸改善事業や「公共施設整備・再編計画」に基づく建替事業による市営住宅供給戸数を目標としました。

平成 23 年度の供給戸数は 63 戸で、つつじハイム香川第 2、コンフォール茅ヶ崎浜見平の借上型住宅の供給などにより累計で 142 戸となりました。

政策目標 1 2

【下水道河川部】

快適な水環境が守られるまち（下水道・河川）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

公共下水道（污水）整備率



生活環境の改善が進んでいるかを測ります。

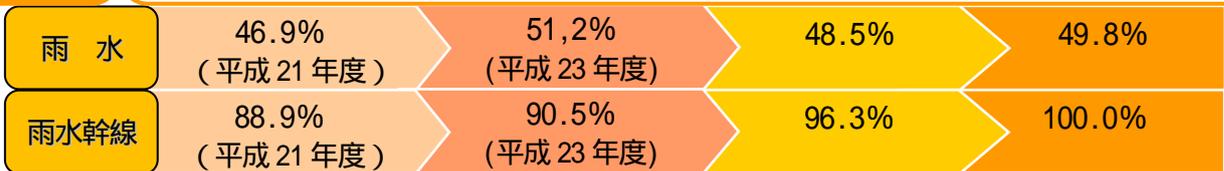
平成 20 年度策定の「茅ヶ崎市下水道整備方針」における 5 つの重点施策である生活排水処理に基づき、市街化区域の面整備率については、平成 28 年度 100%を目標値としています。今後の市の施策展開により、毎年 0.53%ずつ増加することを目標としました。

なお、平成 29 年度以降、市街化調整区域については、総合的に判断して整備手法について定めてまいりますので、目標設定には含めておりません。

平成 23 年度の整備率は、赤羽根地区等の整備により 97.4%となりました。

指標 2

公共下水道（雨水・雨水幹線）整備率



浸水対策が進んでいるかを測ります。

平成 20 年度策定の「茅ヶ崎市下水道整備方針」における 5 つの重点施策である浸水対策に基づき、市街化区域の面整備率については、平成 41 年度 56%を目標値として設定しています。今後の市の施策展開により、毎年 0.26%ずつ増加することを目標としました。

また、事業認可区域の雨水幹線整備率については、浸水被害が発生している地区の主要な管渠から整備に着手します。

平成 30 年度までに 100%の整備を目標値として設定しています。今後の市の施策展開により、毎年 1.23%ずつ増加することを目標としました。

平成 23 年度の雨水整備率は、51.2%となりました。また、雨水幹線の整備率は、浜竹雨水河川等の整備により、90.5%となりました。

指標 3

河川整備の進捗率



治水対策が進んでいるかを測ります。
 本市の中央部を東西に流れている千ノ川は、既に左岸側の整備が完了しており、平成 21 年度までで全体の 47.1%が整備済みとなっています。
 平成 21 年度策定の「千ノ川整備実施計画」に基づき、平成 43 年度までに護岸整備完了の予定であり、河川護岸の整備率を目標としました。
 平成 23 年度の河川整備率は、千ノ川飯島橋下流右岸側整備工事 60mの施工により、50.6%となりました。

政策目標 1 3

【経済部】

地域の魅力と活力のある産業のまち（産業・雇用）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

市内事業所数と従業者数



市内の事業所数と従業者数の状況を測ります。
 「小売業年間販売額」や「製造品出荷額」は、平成 13 年から微増傾向にあるものの、事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。
 関係団体と連携し、新たな事業者の起業支援や企業の誘致などにより、産業の安定的な持続に努めます。
 経済状況などの影響により、中間値では目標値の減少が考えられますが、平成 32 年度には平成 13 年度の事業所数(6,581 所)と従業者数(58,128 人)を維持することを目標としました。
 平成 18 年度に実施された経済センサス基礎調査に基づき、23 年度の市内事業者数は 6,287 事業所となっております。また、従業者数は、同様に 58,541 人になっています。

平成 18 年度に実施された経済センサス基礎調査結果については、20 年度から 23 年度まで使用することとなっています。経済センサス基礎調査については、21 年 7 月に実施されていますが、数値の公表は 24 年度となっています。

指標 2

耕地面積



農地の有効利用策が効果的に実施できているかを測ります。

耕地面積は、神奈川農林水産統計年報により把握しています。平成 21 年度現在、耕地面積は 379ha となっており、毎年 1%程度減少しています。今後も同程度の減少が続くほか、萩園地区や柳島地区での事業により約 11ha 程度の減少が見込まれるものです。

平成 21 年度現在、47ha が存在し、今後も増加が見込まれる耕作放棄地について、有効利用策を効果的に推進することにより、毎年 2ha の解消と発生防止に努め、耕地面積 348ha を目標としました。

利用権設定により農業者への農地斡旋や、市民農園開設支援など農地の有効利用に努めたことにより、平成 23 年度の耕作面積は 374ha となりました。

農業水産統計年報で公表されている最新データが 22 年度のため、22 年度の数値を 23 年度実績値としました。

指標 3

農業従事者 1 人当たりの年間農業産出額



農業経営の状況を測ります。

5 年毎に調査する農林業センサスの農業従事者数に基づき、農業従事者 1 人当たりの農業産出額を指標として設定しました。平成 16 年度は 188 万円ですが、平成 21 年度には 190 万円に増加しています。

平成 16 年度の農業従事者数 1,265 人のうち約半数が 60 歳以上のため、新規就農者の増加を図ったとしても農業従事者数の減少は避けられないと考えられますが、農地の保全・有効利用、農業経営の規模拡大・経営改善などを推進する農業施策を実施していくことにより、農業従事者 1 人当たりの農業産出額については増加を見込み、195 万円を目標としました。

平成 23 年度の年間農業算出額は、県農業従事者の減少に対し県農業算出額が微減にとどまったことにより、207 万円となりました。

政策目標 1 4

【農業委員会事務局】

農地の適正で有効な利用を図る（農業委員会）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

耕作放棄地面積



耕作放棄地の解消策が効果的に実施できているかを測ります。

耕作放棄地面積は 17 年度では、37.0ha、21 年度では 47.0ha と毎年 2.5ha の増となっています。今後も同程度の増加が見込まれますが、耕作放棄地の解消策として耕作放棄地解消ボランティアの活動支援、県農業サポーター制度農地の手配により毎年 2.0ha の農地復元を見込み、耕作放棄地面積 52.5ha を目標としました。

平成 23 年度の耕作放棄地面積は、21 年 12 月の農地法改正に基づき農業委員が調査主体となったことなどを受け、より効果的な対応が図られたため 26.9ha となりました。

社会の変化に対応できる行政経営（企画）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

「茅ヶ崎市に住み続けたい」と思う市民の割合

64.0% (平成 21 年度)	55.4% (平成 24 年 8 月)	68.0%	73.0%
---------------------	------------------------	-------	-------

市政に対する満足度を測ります。

平成 19 年度実施の市政アンケートでは、ずっと住み続けたいが 58.2%でした。また、平成 21 年度に実施した「まちづくり市民満足度調査」では 64.0%、平成 24 年度に同調査を改めて実施したところ 55.4%となっています。今後は、総合計画基本構想を着実に実行することにより、平成 21 年度の基準値より、9 ポイント増加（年平均：1 ポイント増加）することを目標としました。

指標 2

行政サービスへの満足度

26.2% (平成 21 年度)	25.1% (平成 24 年 8 月)	29.2%	31.7%
---------------------	------------------------	-------	-------

市民の行政サービスへの満足度により、業務の執行状況を測ります。

市民アンケートにより、市民が茅ヶ崎市の行政サービスをどう評価しているかを判断し、改善します。

平成 21 年度に実施した「まちづくり市民満足度調査」では、行政サービスに対し「大変満足」及び「まあ満足」している割合が 26.2%であり、平成 24 年度に同調査を改めて実施したところ、25.1%という結果でした。今後は、平成 21 年度の基準値より、5.5 ポイント増加（年平均で 0.5 ポイント増加）することを目標としました。

指標 3

ホームページアクセス件数

1,560,000 件 (平成 22 年度)	1,270,000 件 (平成 23 年度)	1,716,000 件	1,872,000 件
---------------------------	---------------------------	-------------	-------------

CMS 導入によるホームページを平成 22 年 1 月に公開しました。公開後のアクセス件数により、市民への情報提供ができていないかを測ります。

CMS 導入による利便性の向上効果等を考慮し、アクセス件数の取り扱いをトップページからホームページ全体に改め、平成 22 年度の実績見込みを基準に年 2%増加を目標としました。平成 23 年度のトップページアクセス件数は、1,270,000 件となっています。

指標 4

広域連携に向けて取り組んだ課題の件数

12 件 (平成 22 年度)	16 件 (平成 23 年度)	32 件	52 件
--------------------	--------------------	------	------

藤沢市・寒川町との共通の課題解決や事業化に向けた調査研究など、平成 22 年度に設立した湘南広域都市行政協議会の事務研究部会で取り組んだ課題件数の累積を測ります。平成 23 年度時点では、16 件となっています。

年 4 件程度の新規課題を発掘し、着手することを目標としました。

それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営（総務）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値 現状値 中間値 目標値
 (平成 27 年度) (平成 32 年度)

指標 1

業務連携・協力する民間非営利組織等の数



事業における民間非営利組織などとの協力状況を測ります。

公共サービスの供給主体の多様化の観点から市の業務に関してNPO法人や市民活動団体などとの委託などに基づく事業を推進します。協働事業の展開を通して団体を育成するなどにより、平成 18 年度に 94 団体、平成 21 年度 143 団体(延べ数)であった連携・協力団体数について協働意識の浸透に応じて 1.5 倍増を目標としました。

平成 23 年度の連携・協力団体数は、164 団体でした。

指標 2

「窓口サービスが迅速・的確に処理されている」と思う市民の割合



市民に対して迅速で的確な窓口サービスが行われているかを測ります。

市民満足度調査の結果(下表)では、明確に意思表示された 46.7%のうち「たいへん満足」と「まあ満足」を合わせると 6 割弱の人が満足していることとなりますが、「たいへん不満」及び「やや不満」を合わせると全体の 19.8%の方が不満と感じています。今後は、今まで以上に接遇態度や業務知識を向上することにより、「たいへん満足」及び「まあ満足」を合わせた 26.9%を基準値として、市民に対して迅速で的確な窓口サービスが行われていると思われる方の割合を 35.0%以上に引き上げます。

平成 24 年に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」では、「大変満足」及び「まあ満足」を合わせると 27.2%でした。

	調査数	たいへん満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	たいへん不満	無回答
迅速かつ的確な窓口サービス	1,246 人	22 人	313 人	571 人	200 人	46 人	94 人
	100.0%	1.8%	25.1%	45.8%	16.1%	3.7%	7.5%

(平成 21 年度市民満足度調査より)

	調査数	たいへん満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	たいへん不満	無回答
迅速かつ的確な窓口サービス	1,560 人	30 人	395 人	698 人	220 人	54 人	163 人
	100.0%	1.9%	25.3%	44.8%	14.1%	3.5%	10.4%

(平成 24 年度市民満足度調査より)

ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営（財務）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値 現状値 中間値 目標値
(平成 21 年度) (平成 23 年度) (平成 27 年度) (平成 32 年度)

指標 1

経常収支比率

96.1% 94.9% 95.8% 95.5%
(平成 21 年度) (平成 23 年度)

財政の弾力性を示す指標で、経常的収入に対して、どれだけ経常的支出が占めているかを測ります。

平成 16 年度の経常収支比率は 93.9%、平成 21 年度は 96.1% でした。総合計画期間中の財政の将来見通しでは、扶助費、繰出金の増など、経常収支比率を押し上げることが想定されます。今後も経常経費の縮減や自主財源の充実を図り、5 年間で 0.3% 減少させ、10 年間で 0.6% 減少させることを目標とします。

平成 23 年度の経常収支比率は 94.9% でした。

指標 2

財政健全化判断比率

(実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率)

実質赤字比率	黒字 <small>(平成 21 年度)</small>	黒字 <small>(平成 23 年度)</small>	黒字	黒字
連結実質赤字比率	黒字 <small>(平成 21 年度)</small>	黒字 <small>(平成 23 年度)</small>	黒字	黒字
実質公債費比率	4.1% <small>(平成 21 年度)</small>	2.8% <small>(平成 23 年度)</small>	4.1%	4.1%
将来負担比率	16.3% <small>(平成 21 年度)</small>	15.4% <small>(平成 23 年度)</small>	16.3%	16.3%

財政状況が健全であるかを測ります。

平成 19 年 6 月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、平成 19 年度決算から財政健全化判断比率を公表しています。平成 21 年度については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を大幅に下回る健全段階でした。計画終期まで現状を維持することを目標とします。

平成 23 年度は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を大幅に下回りました。

- 1 実質赤字比率：一般会計などの赤字状況を表す比率(早期健全化基準(平成 21 年度)：赤字 11.49%、財政再生基準：赤字 20.00%)
- 2 連結実質赤字比率：すべての会計の黒字・赤字を合算した状況を表す比率(早期健全化基準(平成 21 年度)：赤字 16.49%、財政再生基準(平成 21 年度)：40.00%)
- 3 実質公債費比率：公債費などの財政負担の程度を表す比率(早期健全化基準：25.0%、財政再生基準：35.0%)
- 4 将来負担比率：借入金など将来負担すべき負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表す比率(早期健全化基準：350.0%)

指標 3

市税徴収率



市税が、どれくらい徴収されているかを測ります。
 平成 16 年度の市税徴収率は 92.5%、平成 21 年度は 92.8%でした。
 市税収入を取り巻く環境は厳しいものが予想されますが、納付しやすい環境の整備、効果的な滞納整理の強化を図ることにより、現年度及び過年度の滞納額を縮減し、毎年 0.2%ずつ市税徴収率を増加させることを目標とします。
 平成 23 年度の市税徴収率は 93.8%でした。

政策目標 1 8

【会計課】

公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る（会計）

指 標

政策目標の達成状況を把握する目安となる数値

基準値	現状値	中間値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
-----	-----	-------------------	-------------------

指標 1

資金運用実績額



資金運用の実施額を測ります。
 市の財政状況により各年度の資金運用額に大きな変動があります。
 経済情勢などの影響を受けますが、平成 21 年度実績額程度の資金運用額を目指します。
 平成 23 年度の資金運用実績額は、4,333 千円でしたが、現在、市場金利が低下しており、今後、資金運用実績額が減少することが見込まれます。

